

# エイワ税理士法人 事務所ニュース

## エイワ税理士法人

小諸事務所 長野県小諸市荒町 1-5-7  
TEL : 0267-23-1881  
FAX : 0267-23-4466  
ホームページ <http://www.eiwa-tax.com/>

## 株式会社英和コンサルティング

小諸本店 長野県小諸市荒町 1-5-7  
TEL : 0267-46-8750  
FAX : 0267-23-4466  
長野事務所 長野市大字南長野西後町 1555  
クレスビル 302  
TEL : 026-219-3840  
FAX : 026-219-3841



(使用許諾 : NPO法人こもろの杜 停車場ガーデン)

6月  
No.219

I. 決算書の信頼性について.....	P 1
II. 令和6年度業務改善助成金のご案内.....	P 3
III. 令和6年分所得税の定額減税Q&A.....	P 5
IV. 電子納税を活用しましょう!.....	P 7
V. メンタルヘルスケアの基礎知識.....	P 8
VI. 私の履歴書23.....	P 10
事務所カレンダー・編集後記.....	P 13



## 1. 司法取引

4月のニュースの中で、我々税理士業界に衝撃を与えた記事がありました。「司法取引の適用警察捜査では初」というもので、日本でも適用され始めている司法取引自体が問題なのではなく、その内容が「税理士法人の職員が詐欺容疑で逮捕され、減刑のために行われた」というものだったからです。これまで税理士業界での立件は基本的に国税局からの告発で、内容も税法にかかる脱税容疑でした。今回は詐欺、すなわち粉飾決算により金融機関を騙して融資を受けたというもので、会社社長だけでなく決算にかかわった会計事務所職員、もちろん税理士も逮捕されています。

これまで私たちも粉飾決算について甘く見ていたわけではありませんが、税金を不当に減らす恐れのある事項をまず優先し、脱税は見逃さないという姿勢で対応してきました。今回の件は税務申告の基礎となる決算書の信頼性についても、脱税をさせないという姿勢と同様に責任を持たなければならない、ということ改めて認識するきっかけとなりました。

## 2. 正確性

コロナ禍で行われた融資の返済が本格的に始まっていますが、厳しい資金繰りに直面している会社もでてきています。金融機関の融資の方から直接連絡をいただき、「〇〇社の今月の業績はどうでしたか」と聞かれることもあります。その前提となるのが決算書の正確性です。弊社では月次訪問の契約をいただいている関与先に対し「巡回監査」と称して翌月訪問し、月次での試算表の内容をチェックしながら帳簿の正確性を高め、ひいては決算書の信頼性を高めるよう努めております。毎月確認することにより帳簿の間違いの早期発見が可能となりますし、翌月に行うことで業績の変化にも早めに気づくことが可能になります。

もちろん限られた時間と報酬の中でできることは限られていますが、現預金のチェック、売掛・買掛の台帳との突合、現物確認はできないものの在庫表の確認、固定資産の増減の確認などをおこないつつ、ヒアリングによって変化や異常値がないかなど検討しています。出来上がった月次試算表は100%とはいかなくてもある程度の精度で会社の状況を把握できていると考えており、それらをもとに前月のレビューと今後の対策を一緒に検討することを目指しています。これらの結果は、(TKCシステムを利用されている関与先に限られますが)手続きをすることにより金融機関にも随時提供され、モニタリングに一定の貢献をしているものと思いますが、逆にその内容について一定の責任が伴うことを再認識しました。

## 3. 決算書の保証

弊社が所属しているTKCでは会計事務所の4大業務として「税務」「会計」「保証」「経営助言」を挙げていますが、その中の保証とは主に税務申告書の内容の保証を指しており、その申告内容の意見表明として申告書添付書類のひとつである計算事項等記載書面(旧 税理士法第33条の2第1項の添付書面)に、確認した事項等を記載しています。基本的には税務申告書の内容

を保証するというものですが、法人税の申告書は確定した決算書類を基礎としていることから、そのベースとなる決算書・総勘定元帳等の帳簿の内容についても精査しています。

大企業では監査法人による監査が行われ、財務諸表の内容に一定の保証がされています。それは、上場していれば投資家のため、多額の債務があれば債権者のために決算内容の正確性が要求されるからですが、一方監査法人による監査は数百万円もの費用と多くの時間・労力を要し、中小零細企業の負担は現実的ではありません。そのような独立した外部の監査機関による監査が義務付けられていない中、実際には会計事務所が帳簿のチェックから決算書のまとめ、その後の申告業務まで行いながら、そのため申告書の内容を保証するという事は、間接的に決算書の内容を保証するという事につながります。

なお、法人税の計算上のルールを最優先しているため、会社法の計算書類規則を網羅しきれていない面があります。例えば引当金は、将来発生する恐れの高い特定の費用や損失に備えるため、合理的な見積り額を当期の費用として計上して準備しておくもので、代表的なものは、貸倒れしそうな債権の回収不能見込み額に引き当てる貸倒引当金、翌期以降に支払う賞与や退職金の当期の負担分を計上する賞与引当金、退職給付引当金です。

これらは会計上費用として損益計算書を悪化させますが、債務確定主義による法人税法では、一部の貸倒引当金を除いて損金にならない（＝税金を減らす効果がない）ため、積極的に引当金を計上したい、という中小企業の経営者はなかなかいません。

中小零細企業向けの会計ルールの指針として日税連でも推奨している「中小企業の会計に関する基本要領」では引当金についても具体的に記載され、当期発生分を計上することが推奨されています（＝強制ではない）。退職金規定があるものの外部拠出していない会社では、退職給付引当金を積んでおかないと支払時にまとめて大きな費用が発生しますので、タイミングの違いだけではあるのですが…。

基本要領の目的にもある通り、会社の実態を表すという意味ではできるだけ計上すべきだと思いますし、このような考えも念頭に置きながら、申告書だけでなく決算書の信頼性を担保できるよう業務を行っていきたいと思います。

#### 4. 定額減税についてひとこと



6月最初の給与等から実施される定額減税ですが、早い事業所では5月分給与の6月支給分、もしくは夏賞与の支給から始まっています。給与収入が2,000万円以上の高額な給与所得者以外は所得税で最低30,000円、扶養家族によっては30,000円×人数分実質的なキャッシュバックになるため、一定の経済効果はあるのでしょう。しかしながら、人によっては月数百円程度の効果しかない方もいますし、残った分の給付は翌年になる見込みですのでだいぶ先になります。

またいくら減税されるのかを明記しなければならない、といった事務手続きを設けるなど事業者負担について全く考慮していない面があります。インボイス制度や電子帳簿保存法も同様ですが、徴税などの反発を受けやすい部分を「源泉徴収義務者」という名目でその事務工数やシステムコストまでも事業者を負わせる、というのはいかがなものでしょうか？

ちなみにTKCではそれらの対応を積極的に準備しており、給与計算システムのPXシリーズ

ズでは追加で多くの入力をする必要もなく反映されており、減税額を明記することについても5月時点ですでに実施済みでした。

## 5. 値上げについて

この度、弊社でも30年ぶりに報酬の一斉値上げをさせていただきました。全世界的な値上げの中、経費はもちろんです。賃上げにも対応が必要であり、非常に心苦しくはありますがご了解いただきました皆様には心より御礼申し上げます。関与先の皆様の発展に寄与できますよう、職員一同努力研鑽してまいりますので、引き続き宜しく願いいたします。



## Ⅱ. 令和6年度業務改善助成金のご案内

令和5年10月に長野県の最低賃金は40円引き上げられて948円となりました。令和6年10月にもこれに近い引き上げが行われることが予想されます。

昨年はこの最低賃金引き上げを前に、業務改善助成金を申請した会社が多くありました。昨年申請した会社も新たに申請が可能です。

### 業務改善助成金とは？

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

### 【助成上限額】

	コース区分		30円コース		45円コース		60円コース		90円コース	
	事業内最低賃金の引き上げ額		30円以上		45円以上		60円以上		90円以上	
労働者数	助成上限額		右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者	右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者	右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者	右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者
	1人	30万円	60万円	45万円	80万円	60万円	110万円	90万円	170万円	
2～3人	50万円	90万円	70万円	110万円	90万円	160万円	150万円	240万円		
4～6人	70万円	100万円	100万円	140万円	150万円	190万円	270万円	290万円		
7人以上	100万円	120万円	150万円	160万円	230万円	230万円	450万円	450万円		
10人以上	120万円	130万円	180万円	180万円	300万円	300万円	600万円	600万円		

### 【助成率】

900 円未満	9/10
900 円以上 950 円未満	4/5 (9/10)
950 円以上	3/4 (4/5)

### 【特例事業者】

以下要件に当てはまる場合が特例事業者となります。  
なお、②に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

①賃金要件	申請事業者の事業内最低賃金が 950 円未満である事業者
②物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前 3 か月間のうち任意の 1 か月の利益率が前年同月に比べ 3 %ポイント※以上低下している事業者

※「%ポイント（パーセントポイント）」とは、パーセントで表された 2 つの数値の差を表す単位です。

物価高騰等要件に該当する事業者は、一定の自動車の導入やパソコン等の新規導入が認められる場合がある。

事業場内最低賃金の引き上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、交付決定後に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告いただくことにより、設備計画等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。

### 【対象事業者・申請の単位】

- ・ 中小企業・小規模事業者であること
- ・ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金（長野県は 948 円）の差額が 50 円以内であること  
※つまり、長野県では、事業場内最低賃金が 998 円を超えている場合は令和 6 年 9 月までは申請ができない。
- ・ 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと

以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引き上げ計画と設備投資等の計画を立て、事業所ごとに申請します。

### 【対象となる設備投資など】

助成対象事業場における、生産性向上に資する設備投資等が助成の対象となります。  
また、一部の事業者については、助成対象となる経費が拡充されます。

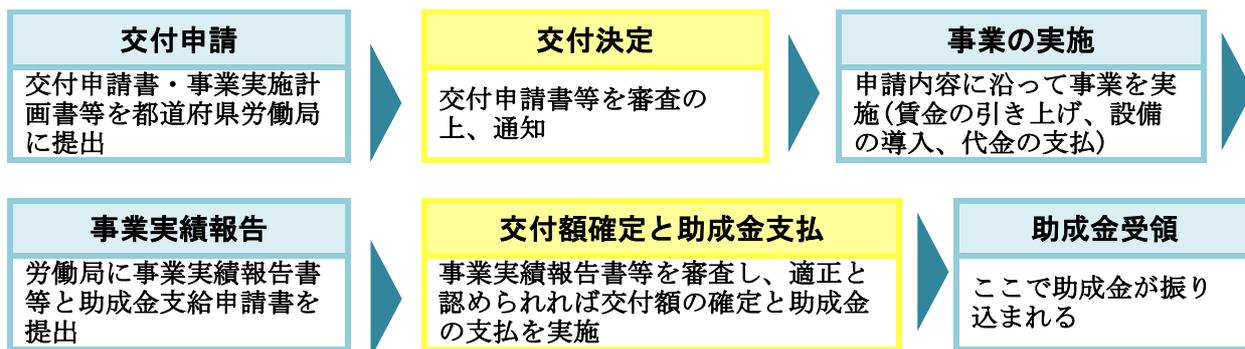
### <当事務所で申請した例>

飲食店 ウォーターサーバー…セルフで水の提供ができる  
セルフオーダーシステムなど

清掃会社 貨物リフト付き仕様車…重たい清掃用具を一人で運ぶことができる

### 【申請スケジュール】

事業場所在地を管轄する都道府県労働局に対し、所定の様式で交付申請を行います。労働局による申請内容の審査を経て交付決定がなされたら、申請内容に沿って事業を実施します。事業完了後、労働局に事業実績報告と助成金支給申請を行っていただくと、労働局による報告内容の審査を経て、助成金が支給されます。



### 【昨年との変更点】

1. 特例事業者要件	新型コロナウイルスの影響を受けた事業者向けの「生産性要件」が終了
2. 経費の特例	「生産性要件」又は「物価高騰等要件」の事業者に認められていた「関連する経費」が終了
3. 申請回数	令和6年度中に可能な申請回数は1回まで※
4. 賃金引き上げ方法	事業場内最低賃金の引き上げは1回のみ（複数回の引き上げは助成対象外）
5. 申請期限	令和6年12月27日まで
6. 事業完了期限	令和7年1月31日まで

※令和6年3月31日までに申請いただき、令和6年4月1日以降に交付決定を受けた事業者は、令和5年度に申請されたものとして扱われますので、令和6年度にも申請可能です。



## Ⅲ. 令和6年分所得税の定額減税Q&A

令和6年度税制改正に伴い、令和6年分所得税について定額による所得税の特別控除（定額減税）が開始しました。本稿では国税庁定額減税Q&Aより一部の事例と留意点をご紹介します。



### 1. 退職所得に係る定額減税の実施方法

Q：退職所得から源泉徴収された所得税は、定額減税の対象となりますか。

また、対象となる場合には、定額減税の適用を受けるために何をすればいいですか。

A：退職所得の源泉徴収の際には定額減税を実施しませんが、令和6年分の退職所得を有する居住者は、その退職所得を含めた所得に係る所得税について、**確定申告により定額減税額の控除を受けることができます。**

したがって、給与等に係る源泉徴収において控除しきれなかった定額減税額がある場合には、令和6年分の確定申告書を提出することで、退職所得を含めた所得に係る所得税に

ついて、定額減税の適用を受けることができます。

(注) 非居住者が、国内源泉所得とされる退職所得について、所得税法第 171 条<退職所得についての選択課税>の規定により税務署に申告をする場合であっても、当該退職所得に係る所得税は定額減税の対象とはなりません。

## 2. 公的年金等の支払いを受ける給与所得者に対する定額減税

Q：厚生労働大臣等から公的年金等の支払を受ける人は、その公的年金等に係る源泉徴収税額から定額減税の適用を受けますが、その人についてもその主たる給与の支払者のもとで、定額減税の適用を受けるのですか。

A：公的年金等に係る源泉徴収税額から定額減税の適用を受ける人についても、主たる給与の支払者のもとで定額減税の適用を受けることになります。なお、給与等と公的年金等との定額減税額の重複控除については、確定申告で最終的な年間の所得税額と定額減税額との精算が行われることとなりますが、重複控除されていることだけをもって、確定申告の義務は発生しません。

## 3. 休職者に対する定額減税

Q：令和 6 年 4 月以前から引き続き勤務している従業員が、令和 6 年 5 月から 3 か月程度休職扱いとなったため、その間、給与を支払っていません。このような人は、基準日在職者に該当しますか。

A：休職扱いとされている従業員が、令和 6 年 6 月 1 日現在においてその給与の支払者から実際に給与の支払を受けていない状況にあるとしても、同日現在その支払者の従業員としての身分があり、かつ、その支払者に扶養控除等申告書を提出している限り基準日在職者に該当します。なお、このような人については、主たる給与の支払者のもとで、その復職後実際に支払われる令和 6 年分の給与から月次減税額の控除を受けることになります。

## 4. 給与支払明細書に月次減税額を記載するスペースがない場合

Q：給与支払明細書に、実際に控除した月次減税額の金額を記載するスペースがないのですが、どのようにすればいいですか。

A：余白がない場合など、給与支払明細書に実際に控除した月次減税額の金額を記載することが難しい場合には、別紙に「定額減税額（所得税）×××円」などと記載していただいても差し支えありません。

参考資料：国税庁 令和 6 年分所得税の定額減税 Q&A 【令和 6 年 5 月改訂版】  
(<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/0024001-021.pdf>)



## IV. 電子納税を活用しましょう

国税庁では、社会全体の効率化と行政コスト抑制の観点から、令和6年5月以降に送付する分からは、e-Taxにより申告書を提出している法人などについて、納付書の事前の送付を取りやめることとしています。

これに伴い、納付書での納税を行う場合については、納税者自らが納付書を用意する必要があり、以前と比べ事務処理の負担が増すことが懸念されます。

電子納税は、納付書を使わずに納付でき、金融機関に赴く必要が無いなど、**簡単・便利に納税を完了させることができる方法**です。ぜひこの機会に、ダイレクト納付をはじめとした電子納税をご検討されてはいかがでしょうか。



### 1. 国税の電子納税

	ダイレクト納付	インターネットバンキングによる納付	
		登録方式	入力方式
事前準備	事前に税務署に届出等を提出	金融機関との間で、インターネットバンキングの利用手続き	
利用できる金融機関	銀行・信金・信用組合等（複数口座が登録可能で、納税の都度任意に選択可能）	インターネットバンキングにて「Pay-easy」が利用できる金融機関	
対象税目	電子申告が可能な税目が対象（納付情報登録を行う事により、全税目が対象）	国税の全税目	法人税、消費税、申告所得税等
納付の方法	即時または期日を指定して口座振替	インターネットバンキング、モバイルバンキング、ATM	

#### (1) ダイレクト納付

所轄税務署へダイレクト納付の依頼書を提出します。届出書は国税庁ホームページに掲載されておりますが、当事務所にて業務を取り扱っておりますので、顧問先の皆様は監査担当者へお問い合わせください。（銀行口座情報、金融機関お届け印が必要となります。）

なお、届出書の提出からダイレクト納付が利用可能となるまで、概ね1か月程度かかります。利用の場合には余裕を持ったスケジュールで届出書を提出しましょう。

納付の際は、e-Taxにログイン後、即時または期日を指定して納付をします。また、複数の口座を登録している場合は、引き落とし口座を任意に選択してダイレクト納付をするこ

とが可能です。

## (2) インターネットバンキングによる納付

インターネットバンキングによる納付は、金融機関との間でインターネットバンキングの利用手続きが済んでいれば、すぐに利用することができます。

利用方式は、登録方式と入力方法の2種類がありますが、いずれも、電子申告による情報が必要となるため、事前に e-Tax 情報をご用意の上、利用することとなります。

## 2. 地方税の電子納税

地方税の電子納税にも、国税と同様、ダイレクト納付とインターネットバンキングによる納付等が用意されており、こちらも事前登録が必要となる場合がありますが、活用することで非常に便利に納税を完了することが出来ます。対象となる税目は、法人都道府県民税・事業税（特別法人事業税を含む）、法人市町村民税、個人住民税、事業所税等となります。

## 3. まとめ

これまで見てきた通り、電子納税にも様々な方法が用意されています。

特にダイレクト納付では、振替日を自由に指定できるなど、利便性は高いものとなっており、最初の登録さえ済ませてしまえば、今後の納税事務を非常に簡潔に行うことが出来ます。

また、TKCシステムをご利用の場合は、TKC電子納税かんたんキットを利用することで、システムから各税目のデータを連動し、簡単に電子納税を完結することが出来ます。

当事務所では電子納税を推進しています。電子納税を始められたい方は、監査担当者までお問い合わせください。



## V. メンタルヘルスケアの基礎知識

つい先日まで朝晩は肌寒いと感じていましたが、ここ数日は一気に夏のような暑さになりました。季節の変わり目は身体の不調だけでなく心の不調を訴える方も増えるそうです。

**メンタルヘルスケア**とは、働く人が健やかに、いきいきと働けるような気配りと援助をすることと、その活動が円滑に実践される仕組みを作り、実践することをいいます。企業においても、一人ひとりの従業員に本来の力を発揮してもらうには、メンタルヘルスケアはとても重要になってきます。

### 1. メンタルヘルスケアの実践の意義

主なものは次のとおりです。

#### ①職場の生産性低下の防止

メンタルヘルス不調になると、仕事への根気が続かなくなる、重要な決定事項が判断で



きなくなる、普段なら半日でできていた仕事が1日かかるようになるなど、本来その人が持っていた業務遂行能力を十分発揮できなくなります。また遅刻・早退・休業が増え、結果的に職場の生産性低下を招くことになります。メンタルヘルスケアを実践することで、労働者自身によるストレスへの気づきのノウハウを身につけたり、メンタルヘルス不調を早期発見・早期対処できれば、これらの発生や悪化を防止することが期待できます。

## ②生産性や活力の向上

メンタルヘルス不調に陥った人だけでなく、従業員全員や組織を対象として職場環境改善を行ったり、組織開発を行ったりすることは、従業員の労働の質を高め、ワークモチベーションを維持し、生産性や活力の向上につながります。

## ③リスクマネジメント

メンタルヘルス不調に陥ると、集中力や注意力の低下による事故・トラブルにつながります。機械を操作したり自動車やクレーン車などを運転する場合は、周囲の安全と健康も脅かしかねません。またメンタルヘルス不調に対しての企業の対応が不適切だったために、メンタルヘルス不調を悪化させてしまった場合、労災請求や民事訴訟につながる場合もあります。

これらのトラブルを防止するためにも、メンタルヘルスケアを適切に実践していくことが大切です。

## 2. メンタルヘルス対策の基本「4つのケア」

「4つのケア」とは、厚生労働省の指針（[労働者の心の健康の保持増進のための指針／000560416.pdf \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/shingi2_000560416.pdf))で示されているメンタルヘルスケアのことです。メンタルヘルス対策を効果的に進めるために必要なケアが4つの種類に分けて挙げられています。



厚生労働省「こころの耳」HPより

### 3. 「ストレスチェック」の活用

セルフケアの1つとして、**ストレスチェック**があります。ストレスチェックは従業員数が常時50人以上の事業場の場合、年1回の実施が義務付けられています。結果を分析することで、作業方法や職場のレイアウトを見直すきっかけになる等、職場環境の改善にも活かされます。厚生労働省のメンタルヘルスポータルサイト「こころの耳」にも簡易ストレスチェックが公開されていますので、ご自身で時々チェックしてみるのもよいと思います。

→「こころの耳」<https://kokoro.mhlw.go.jp/>

### 4. 従業員をケアするための体制を整えよう

従業員のストレスを緩和するためには、社内の体制づくりも大切です。

#### (1) 相談しやすい環境を整える

相談窓口を設置する、月1回の面談を予定する等、コミュニケーションの機会を増やし、相談しやすい環境や雰囲気を整えていきましょう。交流する機会が増えることによって、部下の異変などに早期で気づき、メンタルヘルス不調に対処しやすくなります。

#### (2) 専門家を活用する

全国各地に所在する産業保健活動の専門機関として「産業保健総合支援センター（さんぽセンター）」では、様々な相談への対応や、メンタルヘルスに関する各種研修を行っています。

（従業員数50名未満の事業場であれば「地域産業保健センター」が利用できます。

原則無料で、個別訪問による産業保健指導も実施されていますので、ご活用ください。

→ 長野産業保健総合支援センター<https://www.naganos.johas.go.jp/>



## VI. 私の履歴書 ～M&Aの最近の傾向～

所長 佐藤 英人

～6月6日公表の「新しい資本主義2024改定版案」より～

### 1. 問題の多い仲介方式がまだほとんど

M&Aの専門業者との契約方式には**FA方式**と**仲介方式**があります。世界的には買手又は売手の一方のみにつく**FA方式**（ファイナンシャルアドバイザーの略）が当然なのですが、日本ではM&Aの専門の上場4社が**仲介方式**（両社から手数料を取る）を取っていることから**仲介方式**が主流となっており、2021年度の資料では譲渡側77.6%、譲受側80.5%が依然仲介方式となっています。（経済産業省の2022年度の資料もほぼ同程度です。）

仲介方式は双方から手数料を取る**両手取**ですので利益相反となり、都市銀行系のM&A業者は採用せず、**FA方式**の採用が基本です。当社も原則FA方式としています。

民主党政権時及びその後の経済産業省も仲介方式の禁止案を打ち出しましたが、業界大手の政治交渉で、一定の条件付きで仲介方式の禁止は成立しませんでした。

一定条件は①M&A支援機関登録制度を開始し、②経済産業省が作成した、中小企業M&Aガイドラインの遵守を宣言し、そのことを自社HPなどに掲載することです。また苦情が多い手数料体系についても、公表が義務化されています。

中堅・中小企業の場合、第三者の紹介により買手を見つけることが大半である。加えて民間仲介業者については、売り手とは1回限りのビジネスであるに対して、買い手とは複数回のビジネスであるため、**買い手の意向を強く反映するという、利益相反の問題**が指摘されている。(新しい資本主義2024：P21)

## 2. 手数料についての苦情

手数料はリーマン方式(M&Aにおける成功報酬の計算方法。移動した金額にパーセンテージをかけて計算)がほとんどなのですが、先ずかける売買金額が総額か純額かという点です。つまり売買され株式金額であれば純額ですが、売買される会社の資産総額に3~5%をかける方式を採用しているところもあります。

特に問題視されているのが最低保証額で、売買金額がリーマン方式で計算されても最低保証金額で一定の金額が請求されます。以前はその最低額が3千万円とか2千万円の両手取でしたので、小粒な案件はそもそも敬遠され、また売手が手数料を差し引いたら手取がほとんどなくなってしまったという苦情が多く寄せられ、今年の報告では最低保証額は500万円が一番多くその次が1千万円と大分下がってきました。(3番目が200万円、4番目が2千万円)

現在は、買収する金額に応じて売り手・買い手の双方から手数料を集め、かつ最低手数料を高額としているケースも多い。…納得しやすい手数料水準を実現していく方向で具体的な検討を進める。(同上P21)



M&A仲介大手「**全社株価急落**」の深い理由、高額手数料や悪質ダイレクトメールにメスも(6月17日の東洋経済オンラインの記事)です。理由は、以上のとおりです。私以上に投資家は敏感ですね!!

## 3. 青果卸のM&A①

平成14年、某銀行より、長野の青果卸会社が須坂の青果卸を支援しているが、誰かM&Aのアドバイザーを紹介してほしいとのことで、紹介を受け長野の青果会社に伺いました。

「相手の須坂側は、会社を全部引き受けてほしいというのだが、経理が不透明で貸した資金が足りずにまだ貸してほしいと言ってきている。しかし、どこに使われているかわからず、穴の開いたバケツのようで、どうするか一緒に検討してほしい。」との依頼でした。

まず副社長と一緒に会社を訪問し、その後、財務調査をしましたが、資金難は、数年前に某飲料メーカーと組んでニンニク入りの健康飲料を発売するために、ニンニクを大量に購入し備蓄したが、米国の本社からの指示で中止となってしまったのが原因でした。そのニンニクは倉庫に備蓄してあり「熟成されて絶対に高く売れる。」と強気でしたが、長野側としてはその在庫を引き受けるわけには

いかず、事業のみの譲渡であれば、とのこと。

社長と二人で夜遅くまで話し合い、青果卸部門のみの事業譲渡に納得いただき、残った事業を継続していくことで話はつきました。長野側は子会社を設立し事業譲受けを実施し、須坂の新青果卸が発足しました。

#### 4. その後日談 取り込み詐欺の被害に

その数年後ですが、残った須坂の会社はニンニクが処分でき、新たに中型スーパーを東京の会社と組んで始めると担当から聞きました。

しかし、ある日…経理の担当者から突然電話があり、「大変なことが起きた。新規開店の前日に、店舗から在庫・備品・レジ・冷蔵庫などすべての新品が夜のうちに無くなって空っぽになってしまった。」との連絡でした。

休眠会社をそれらしい事業会社に仕立て、共同運営と話を持ち掛けた詐欺師グループが仕組んだ取り込み詐欺でした。新装開店のために新たに仕入れた在庫や備品やリース物件などが当然未払で数十社が被害を受け、結局会社は破産状態となりました。数カ月かけた周到な準備を元に行った詐欺で、一晩で店舗の全ての物を運んだということは相当の人数での作業だったと思いますし、バッタ屋とも組んだ仕事と思います。別名『パクリ屋』ともいう詐欺の手法の変形型の一つです。

現在では信用調査がすぐできますし、休眠会社も法人番号で経歴がわかり売買できないので、事例はもっと複雑化しています。

#### 5. 最近のテックの倒産事例

最近広島で起きた除菌電解機器のテック・コーポレーションの大型倒産は長野市と小諸市でも連鎖倒産が発生し、まだ相当数の連鎖倒産が起こるかもしれないと噂されています。これも代理店を相手としたパクリ屋の変形型とみることができます。(循環取引も絡んでいましたが…)

このような詐欺グループに引っかからないためのチェックポイントをまとめてみました。次の事項に注意して詐欺を見破るようにしてください。

- 会社設立後間もないか、事業転換や住所移転、商号変更などを行っている。あるいは異常と思える急成長をしている。
- 本店が東京、大阪など大都市にあり、事務所も立派に見える。
- 事務所を訪問しようとする、行くからとか、外の喫茶店などでの面会を希望する。
- 大手企業との取引や、取引実績などを吹聴する。
- 家電製品、商品券、食料品などの処分に足がつかない取引が多い。または特許をとった新製品と相手が信用しやすい物を対象とする。
- 取引する商品の詳細に興味を示さず、あまり吟味しない。
- 詳細をいわず、商品が早急に大量に必要であることを強調する。
- 販売先は大丈夫という。
- 最初の取引は現金で支払い、安心させてその後、大量注文と手形決済に変更。

## 【事務所カレンダー】



6月	4日(火)	会議・研修日
	10日(月)	住民税納期特例納付期限 (12月～翌年5月分)
7月	2日(火)	会議・研修日
	10日(水)	・労働保険料納付期限
		・源泉税納期特例納付期限 (1月～6月分)
	・算定基礎届提出期限	
8月	2日(金)	会議・研修日
	10日(土)	通常営業 (AM) ・ 大掃除 (PM)
		12日(月)～16日(金) お盆休み
	24日(土)	営業日

※この予定は変更となる場合もございます

◆毎日の朝礼	8:45～9:00
◆会議・研修日	・会議：午前9:30～11:00頃まで
	・研修：午後1:00～4:30頃まで

※朝礼中、会議中、研修中は原則として電話をお取次ぎ出来ませんが、終了後直ちにご連絡させていただきますのでご了承ください。 なお、**緊急の場合はお知らせください。**

### ◆◇◆ 編集後記 ◆◇◆

先日ようやく梅雨入りしましたが、今年は太平洋高気圧の張り出しが弱く、平年より2週間ほど遅れたとのこと。このところ例年並みの季節がないように感じます…。

そんな6月ですがいよいよ定額減税がスタートしました。扶養人数の把握や控除額の管理など時間を割かれていることと思います。この6月号では定額減税のQ&Aを掲載させていただきました。過去に掲載したものと併せてお役に立てましたら幸いです。

